

健康福祉審議会児童健康福祉専門 分科会の役割と審議事項

平成30年度柏市健康福祉審議会
第1回児童健康福祉専門分科会
(平成30年9月5日)

児童健康福祉専門分科会の役割

- 設置根拠

児童福祉法第8条第3項

市町村は、第三十四条の十五第四項の規定(→家庭的保育事業等の認可)によりその権限に属させられた事項及び前項の事項(→児童、妊産婦及び知的障害者の福祉に関する事項)を調査審議するため、児童福祉に関する審議会その他の合議制の機関を置くことができる。

- 審議事項

柏市健康福祉審議会条例第9条

次の各号に掲げる専門分科会は、審議会の所掌事務のうちそれぞれ当該各号に掲げる事項を調査審議する。

(2) 児童健康福祉専門分科会 児童及び母子の健康福祉に関する事項並びに
第2条第2号に規定する事項

→市長の諮問に応じ、認定こども園法第25条(→幼保連携型認定こども園の認可等に係る事項)に規定する事項を調査審議すること。

附属機関の役割分担

	柏市健康福祉審議会 児童健康福祉専門分科会	柏市子ども・子育て会議
基本的 役割	児童福祉に関する重要事案について、高度な <u>専門性</u> に基づく意見を聴取する場	施策の立案にあたり、当事者を含む <u>広範な市民の意見</u> を聴取する場
委員構成	学識経験者，医師，児童相談所，学校関係者，子育て支援団体関係者等	保育園・幼稚園事業者，幼稚園・保育園児の保護者，家庭で保育を行う保護者，子育て支援団体関係者，学識経験者等
主な審議事項	・特定教育・保育施設や幼保連携型認定こども園，特定地域型保育事業の認可に係る意見聴取 ・児童福祉関連の計画策定や条例制定・改廃に係る意見聴取	子ども・子育て支援事業計画の策定，見直し，点検・評価 教育・保育施設，地域型保育事業所の利用定員の設定

平成30・31年度の主な審議事項(予定)

平成30年度	平成31年度
◇特定教育・保育施設等の認可に係る意見聴取 ◇条例制定・改廃に係る意見聴取(幼保連携型以外の認定こども園の認定等の要件を定める条例の新規制定等)	◇特定教育・保育施設等の認可に係る意見聴取 ◇「第3期柏市ひとり親家庭等自立促進計画」策定に向けた意見聴取 ◇子ども・子育て支援新制度施行後5年の見直しにより国が検討する事項に関連して本市において措置を講ずる必要がある事項についての意見聴取 ・新制度施行後、5年間で経過措置の期限が到来する項目 ・地方からの提案等に関する対応方針に関する項目 ・新しい経済政策パッケージ等閣議決定されている事項(幼児教育の無償化など)